

令和5年度藤井寺北小学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止等のための対策に関する基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめの禁止は、法第4条において「児童等は、いじめを行ってはならない。」と規定されている。

本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、本校が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめへの基本姿勢

本校では、「いじめは絶対許さない」「二度と同じ悲しみを繰り返さない」という確固たる信念を持って、校長のリーダーシップの下、総力を挙げて取り組む。

また、学校及び教職員は、全ての児童が安心して学習やその他教育活動に取り組むことができるように、保護者や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切に事案に対処し、早期解決、及び再発防止に努める。

【留意点】

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

- ② いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に（行為の起こったときのいじめられた児童）本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（本校は、いじめ対策委員会）を活用して行う。

- ③ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等の当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などをさす。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理さ

せられたりすることなどを意味する。

さらに、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

しかし、加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した行為でも、その全てが厳しい指導を要する場合にあてはまらないケースもある。

具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、行為を行った児童に対して、悪意はなかったことを十分加味したうえで、対応する必要がある。

⑤具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、いじめ問題へ取り組む基本姿勢として以下の3つのポイントをあげる。

I いじめの未然防止

いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

II いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、組織的に様々な取り組み・手段を講じる。

日常の様子から、児童の小さな変化に気づくことができるよう努める。

III いじめに対する措置及び校内組織

いじめの早期解決のために、職員で情報を共有すると共に当該児童の安全を保障する。

学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。また学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

2. いじめ問題への取り組み

I いじめの未然防止の取り組み

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に学力の基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。また、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするとも「傍観者」として、いじめに加担しているのだという認識を持つようにする。

基本的考え方

ア) いじめの未然防止に、全ての教職員が取り組む。

いじめは「どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

イ) 集団づくり、仲間づくりをすすめる。

未然防止の基本として、児童、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくように取り組む。

いじめの防止のための取り組み

いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア) いじめについての共通理解を図る

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。同時に道徳教育に関する指導力向上も目指す。また、児童に対しても、児童朝会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

イ) 児童生徒が、いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性、道徳的価値観や実践力、人権感覚を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景は様々であるが、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしながら分かりやすい授業づくりを進めていく。学級や学年等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。

また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てていく。

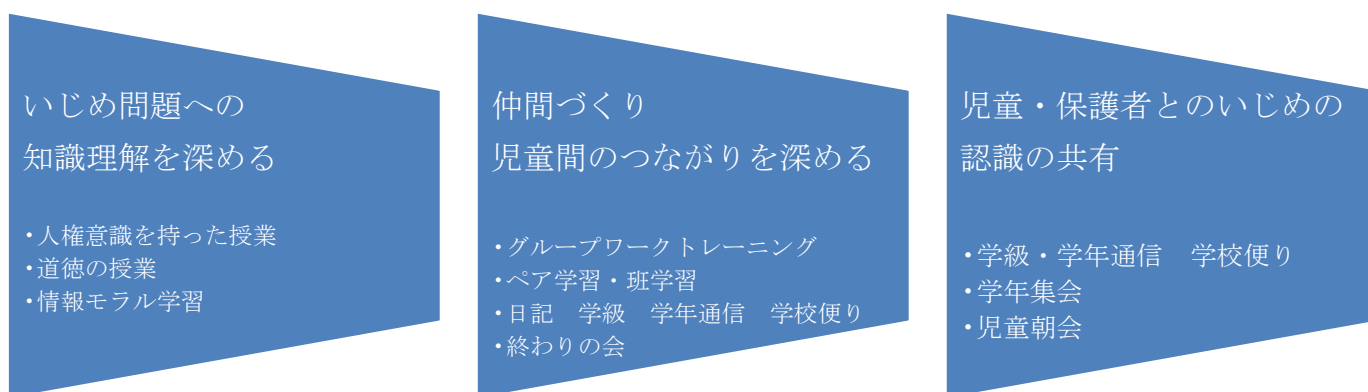
なお、発達障がいを含む障がいのある児童が関わるいじめ、海外から帰国した児童や外国人の児童が関わるいじめ、性同一性障がい・性的指向や性自認に係る児童へのいじめ、東日本大震災による被災児童や原発事故による避難児童が関わるいじめ等、学校として、特に配慮が必要な児童への日常的な支援や組織的指導が必要である。

当然、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させる。このことを理解した上で、児童に対する指導に当たる。

エ) ネット上のいじめへの対応について（情報モラルの育成）

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、発覚した場合、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。



児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア) 児童に自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められ

ているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むようにする。

イ) 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。

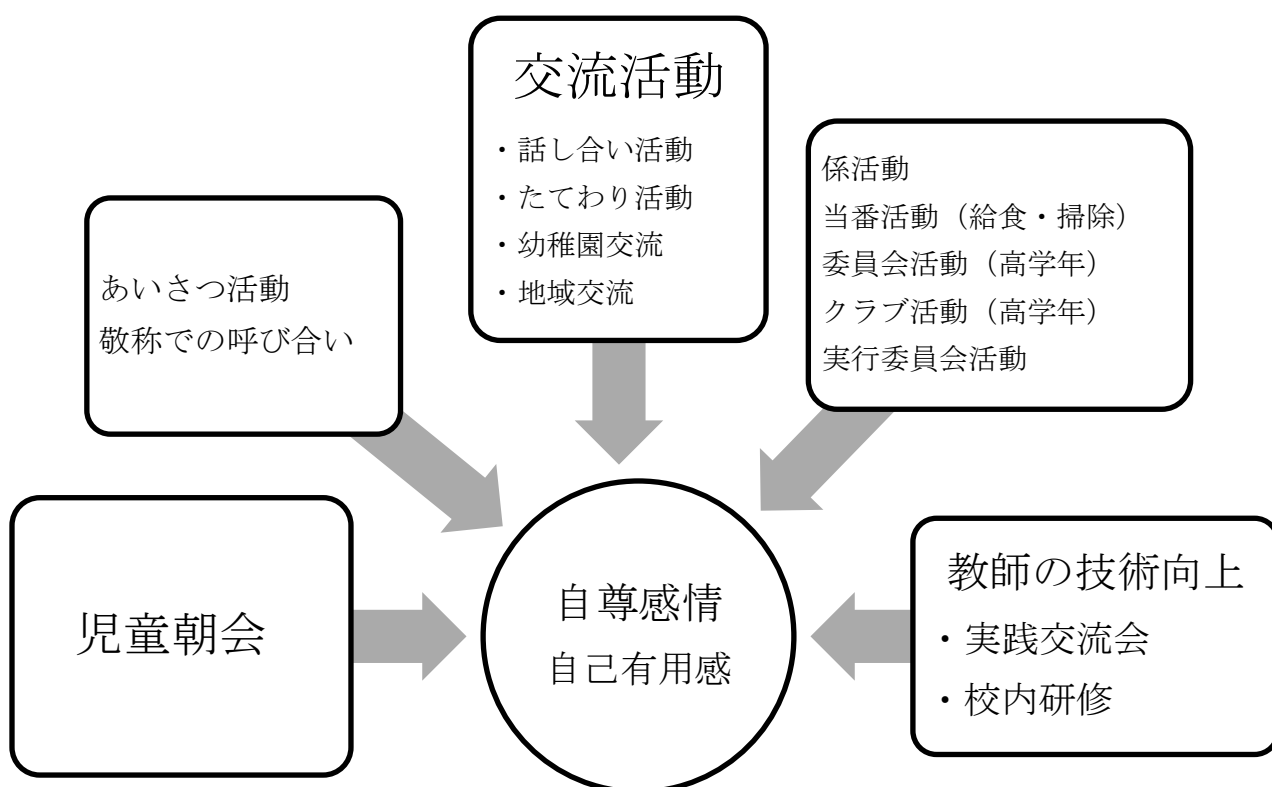
「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。なお、児童会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もあるので留意するようにする。

教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

ウ) 校内研修の充実

教員の授業力向上を目的とした校内研修を充実させる。学級での授業規律を確立することで、確かな学力や児童のコミュニケーション力を育成し、児童一人ひとりが授業の中で活躍し、自己有用感や自己肯定感を得ることができるよう各学年での研修の取り組みを進めていく。

また、全ての教職員の児童理解や、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する共通認識を図るための「生指連絡会」や、「たけのこ会」を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけて実施すると共に、次年度への引継ぎを確実に行う。



Ⅱ いじめの早期発見

基本的考え方（子どものささいな変化を見逃さない取り組みの継続）

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有していく。

なお、指導に困難を抱える学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

いじめの早期発見のために、組織的に様々な取り組み・手段を講じる。

「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的に取り組みをすすめる。

活動内容

- ・いじめの防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ事案解決までの見守りに関すること
- ・不登校傾向者に係る情報交換
- ・生徒指導連絡会で挙げた生徒指導事案や不登校傾向にある児童の情報交換とその対応に関すること

日常の様子から、児童の小さな変化に気づくことができるように努める。

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組みとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。また、家庭・地域と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

保健室や児童相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

なお、教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有し、組織的な対応を行う。具体には、下記の取り組みをすすめる。

ア) いじめの定期的調査

- ・児童対象アンケート調査・・・年3回（7月、11月、2月）
- ・個人相談週間・・・年3回（7月、11月、2月）

イ) いじめ相談体制

- ・悩み相談窓口の設置
- ・悩み相談箱の設置
- ・スクールカウンセラーの活用

【留意点】

①アンケートは、学期ごとなどの節目で児童の生活や人間関係の状況を把握できるよう、全ての学校において年

度当初に適切に計画を立て実施するとともに、全児童との面談等に役立てることが必要である。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、教員と児童の信頼関係の上で初めてアンケートを通じたいじめの訴えや発見がありうること、アンケートを実施した後に起きたいじめについては把握できないことなどに留意する。

- ② 児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

多角的・複眼的視点

- ・授業中・休み時間・給食の時間の行動・表情
- ・物の扱い方、字の丁寧さ
- ・健康観察
- ・日記・ふり返しカード

- ・アンケートの実施(年間3回以上)
- ・保護者との懇談・家庭訪問
- ・情報モラルの児童・保護者への周知徹底
- ・地域との連携
(見守り隊・通学路の安全を考える会)

- ・職員朝礼での伝達
- ・月1回の生指・たけのこ会の開催
- ・月1回の通級連絡会の開催
- ・専科の教師との情報交換
- ・情報モラルの周知徹底

Ⅲいじめ問題に対する措置及び校内組織

基本的な考え方（早期対応、早期解決、組織的対応）

- ・発見・通報を受けた場合には、速やかに生指担当、管理職に報告すると共に、学年や「いじめ対策委員会」などで速やかに組織的に対応する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは法令に違反する。
- ・被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ・いじめは謝って済む問題ではない。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめの早期解決のために、職員で情報を共有するとともに当該児童の安全を保障する。

いじめの発見・通報を受けたときの対応（早期対応、組織的対応）

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有し、アセスメント・プランニングを行う。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどし

て、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って藤井寺市教育委員会に報告するとともに、校長の指示のもと被害・加害児童の保護者に連絡する。

- ・学校が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

学校と家庭・地域が協力して、事後指導にあたる。また学校内だけでなく各種団体や専門家と連携をして、解決にあたる。

○いじめられた児童又はその保護者への支援について

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することなど、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。 9
- ・状況に応じて、藤井寺市子育て支援課・富田林子ども家庭センター・民生委員・教育相談室・SC・SSW・羽曳野警察など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

【留意点】

いじめが学校で起きたという負い目から、いじめられた児童の保護者に言われるがままの指導や行動をしてしまうことが無いよう、アセスメントとプランニングに基づいた、いじめ解決までの学校としての方針をしっかりと説明し協力を求める。

○いじめた児童への指導又はその保護者への助言について

- ・いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて藤井寺市子育て支援課・富田林子ども家庭センター・民生委員・教育相談室・SC・SSW・羽曳野警察など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシー

には十分に留意して以後の対応を行っていく。

- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討していく。その際、法的効果を伴う懲戒については、児童の生活実態や家庭的背景等を十分に考慮し、慎重に対応する。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、いじめた児童や保護者に対しても寄り添う教師と厳しく対応し教師の役割を明確にしておくことも大切である。また、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

【留意点】

懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、学校当番の割当て、文書指導などがある

○いじめが起きた集団への働きかけも重要

- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・なお、学級や学年、学校全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめが解消されている状態とは、少なくとも2つの要因が満たされている必要がある。1つ目は、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上経過していること。2つ目は、被害者及びその保護者が心身の苦痛を感じていないことを面談により確認すること。ただし、いずれの場合も、いじめ被害の重大性からさらに長期の期間を設定していくことも考えていくようにする。
- ・いじめ解消に向けた方法として、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

○組織的な指導体制

- ・いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要であり、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ・また、必要に応じて、藤井寺市子育て支援課・富田林子ども家庭センター・民生委員・教育相談室・SC・SSW・羽曳野警察など外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決にあたる。

○地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、PTA、地域の関係団体（見守り隊・通学路の安全を考える会）等が、いじめに関する情報について速やかに学校へ報告し、協議する機会を設けたり、地域教育推進連絡会や学校協議会等を活用したりするなど、地域との連携を密にした対策を推進する。
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

重大事態について

1 重大事態の意味

法第28条には、学校又は教育委員会が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（第1項第1号）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（第1項第2号）

1) 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめの被害児童生徒の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

2) 法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。例えば、欠席日数が30日に満たないため「不登校重大事態ではない」と判断し、結果長期にわたって不登校となる場合がある。不登校重大事態に対する方針についても明確に表現すると共に、文部科学省の「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）及びその概要などを活用して、職員での共通理解を図ることも大切である。

【不登校重大事態の調査における留意事項】（「不登校重大事態に係る調査の指針」より抜粋）

○不登校重大事態に該当するか否かの判断に当たっては、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、学校は、欠席期間が30日（目安）に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図る。

○病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連続して欠席している場合、3日を目安に校長等へ報告を行い、正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況の確認ができていない場合は学校が教育委員会に報告を行う。

（「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭う恐れがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」より）

○調査を通じて、事後的に、いじめがあったとの事実が確認されなかった場合やいじめはあったものの相当の期間の欠席（30日（目安））との因果関係は認められないとの判断に至った場合も、そのことにより遡及的に不

登校重大事態に該当しないこととなるわけではない。

○対象児童の中には、その原因を話したがない児童もいることを踏まえ、無理に対象児童からの聴き取りを行うのではなく、周囲の児童や教職員等から多角的に情報収集するなど、状況に応じた柔軟な対応が必要である。

○調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果を記録した文書等）を誤って廃棄する等の不適切な対応が起こることのないよう、また、児童や保護者から、相当長期間が経過した後に「いじめにより不登校になった」等の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、関係資料の保存に留意する（この点、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートの聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とすることが望ましい）。

○当該重大事態に係るいじめそのものは一定の解消が図られた場合であっても、引き続き不登校の状況が継続することは少なくない。学校及び教育委員会は、対象児童生徒及び保護者に対し、調査結果のみならず学校復帰の支援策を提示し、理解を得るよう努める。

2 学校の姿勢

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生した可能性があることを前提として調査・報告等に当たる。児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

3 重大事態の判断

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。学校又教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

4 重大事態の報告

上記 3 により重大事態（「疑い」を含む。）に該当すると判断したとき、重大事態が発生した学校は、直ちに教育委員会を通じて市長に報告する。

5 調査主体と調査を行うための組織

①学校が主体となって調査を行う場合

当該学校に常設している「いじめ対策委員会等」が調査を行う。

教育委員会が、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

②「教育委員会が主体となって行う場合

当該学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や当該学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行う。

教育委員会が行う場合は、教育委員会内に設置された附属機関「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」が当該学校での重大事態に係る調査を行う。

6 調査の内容

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、①いつ（いつ頃から）、②誰から行われ、③どのような様態であったか、④いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、⑤学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を、可能な限り明確にする。また、いじめと被害の因果関係及びいじめによる「生命、心身又は財産の被害」の因果関係と被害（程度）の認定を行う。

ア. 「精神的な苦痛」「精神性の疾患の発症」等の精神的・心理的被害も調査審議の対象とする。

イ. 重大事態の多くは犯罪行為が伴っているケースが想定され、「暴行・傷害・脅迫・恐喝・侮辱・名誉棄損・器物損壊」等の違法行為に該当するかの検証を行う。

ウ. 調査においては、行為者や学校関係者を含めた周辺関係者及びいじめを受けた児童生徒に関する行動・対応・心理的経過の検証についても留意する。

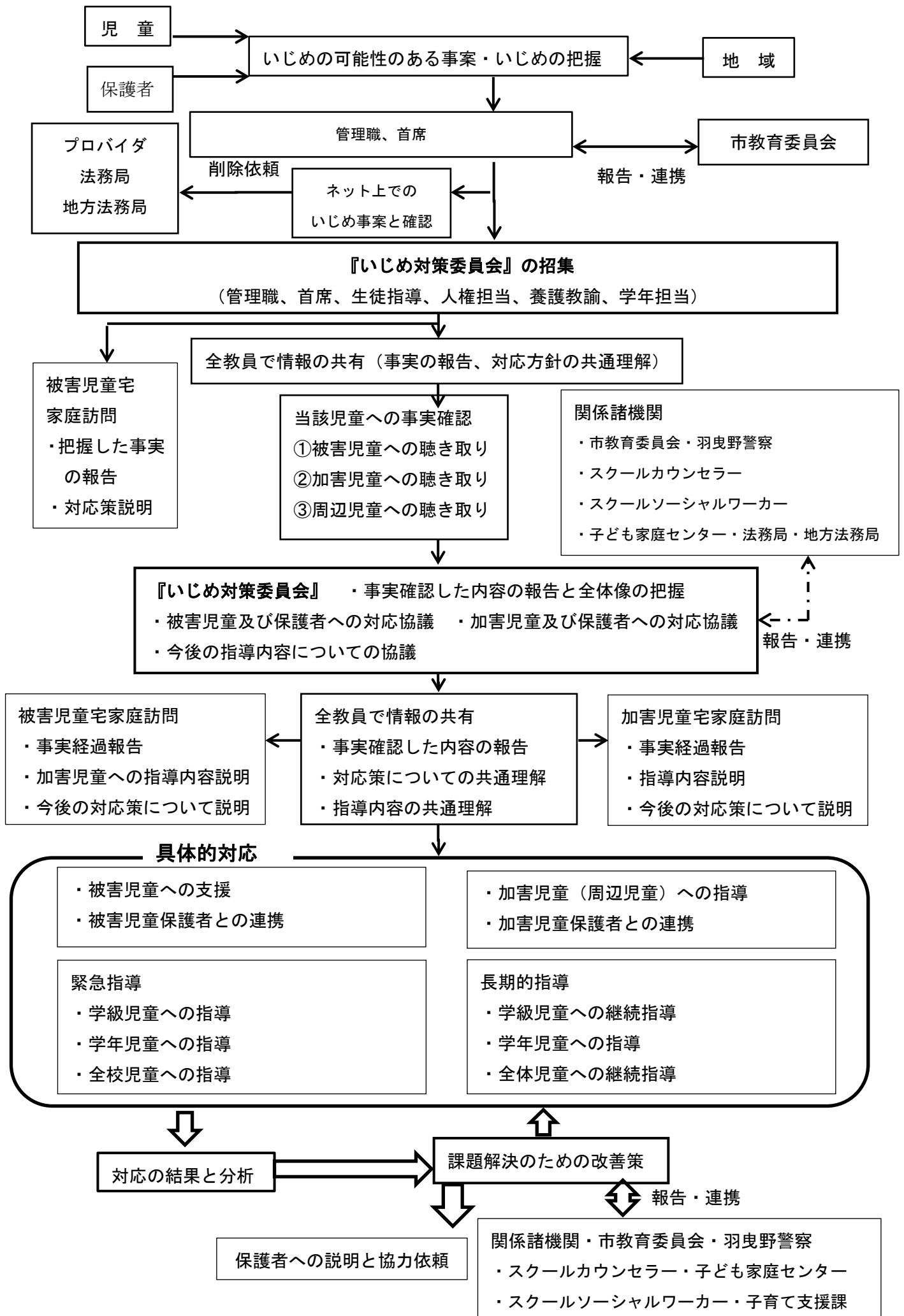
7 調査方法

当該学校は、重大事態発生時は、教育委員会を通じて市長に直ちに報告する。法第28条第1項に基づく調査組織「いじめ対策委員会等」を開催する。当該学校は、調査組織「いじめ対策委員会等」に対して、積極的に資料等を提供するとともに調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

調査組織「いじめ対策委員会等」は、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。これらの調査を行う際、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先とし、個別の事案が広く明らかになり、児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう、十分に内容を吟味して実施する。また、アンケートについては、いじめの重大事態の調査のために行うものであること、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明したうえで実施する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への聴き取りを行う。当該学校は、いじめ行為を止めさせるために組織的な指導を行うとともに、再発防止の措置をとる。いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などを実施する。



5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

藤井寺市立藤井寺北小学校 作成

ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。

レベルⅠ

レベルⅡ～Ⅴ

>警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
 >被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

いじめ対策委員会の開催 《レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う》
 メンバー：管理職・首席・人権教育・生徒指導担当・学年主任・担任・学年教員・養護教諭
 >必要に応じ、校長の判断でスクールカウンセラー・SSW を加える
 ☆役割分担（児童生徒からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等）
 ☆状況の把握…事実を時系列で整理【記録】
 ☆対応方針の確認

教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。《報告書の提出》

管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル

担任・学年教員で対応し、解決を図る。

管理職・生徒指導部（担当）を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル

担任・学年教員とともに、管理職・生徒指導担当が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。

警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル

管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。

教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル

教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。

学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

対応可

SC、SSW との連携

市町村問題解決チームの支援要請

府教育委員会緊急支援チームの派遣要請

再発防止に向けて継続的な観察・指導
保護者との連携
関係機関との連携

改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る

留意事項

- >対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- >レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- >いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- >児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
 - ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髮違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
- ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの)
- 脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
- 暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
- ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながら指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまで問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

3. いじめ防止に関わる取り組みの年間計画

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	共通
1学期							
4月	みんななかよし(生)	みんなで遊ぼう	心と体の成長(保) きいてるかいオルタ(道) ちゃんと使えたのに(道)	ちこく(道)	情報モラル学習 あいさつ運動(道)	1年生との交流	学級開き 春の遠足 家庭訪問 支援学級報告会
5月	とんことん(国) 支援学級との交流会	およげない りすさん(道)	学級しょうかい(道) 校区めぐり 昆虫・花の世話(理)	決めつけないで(道)	マンガ家 手塚治虫(道)	インターネットの 使い方とマナー	スマイルフレンド たてわり遊び 人権実践交流会
6月	ともだちとなかよし(生) がっこうとなかよし(生)	三ひきは友だち(道)	生命誕生(保) いちばんうれしいこと(道) 心をしずめて(道)	支援学級との交流会	林間学校	友達の意見を聞いて交流し よう(国) 人権ポスター(図)	あいさつ運動 たてわり遊び
7月	もりのぶれぜんと(道) ぞうさんとおともだち(道) おおきなかぶ(国)	いいところ みいつけた (道)	おじいちゃんとの楽しみ (道)	性教育(保)	心の健康(保) 非行防止教室	支援学級との交流会 非行防止教室	いじめアンケート 個人懇談会 たてわり遊び
2学期							
9月	ひつじかいのこども(道) かいがら(国)	わりこみ(道)	人権ポスター(図) さと子のおとし物(道)	人権ポスター(図) 心と心のあく手(道)	真由、班長になる(道) 人権ポスター(図)	連合運動会に向けて	たてわり遊び 運動会に向けて 支援学級報告会
10月	はしのうえのおおかみ(道)	ぐみの木と小鳥(道)	支援学級との交流会 たからさがし(道)	いじりといじめ(道)	名前のない手紙(道)	修学旅行に向けて	スマイルフレンド 秋の遠足 たてわり遊び 運動会
11月	あなたってどんな人?(道) CAP(生)	自分はずけん(生)	ダブルブックキング(道)	わかっているはずだから (道) 大和川のつけかえ(社)	折れたタワー(道)	修学旅行 連合運動会 みんなで劇をつくろう(道)	なわタイム たてわり遊び いじめアンケート
12月	二わのことり(道) いえのしごと(生)	ある 日の くつばこで(道)	ぼくのボールだ(道)	よわむし太郎(道)	支援学級との交流	わたしのせいじゃない(道)	たてわり遊び なわタイム
3学期							
1月	やめろよ(道) かずやくのなみだ(道)	おもちゃ大会をひらこう (生) ドッジボール(道)	バスの中で(道)	いのりの手(道)	すれちがい(道) 情報モラル学習(社)	ブランコ乗りとビエロ(道)	なわタイム たてわり遊び なわとび大会
2月	できるようになったこと(生) 新入生体験入学 もうすぐ2年生(生)	支援学級との交流会	たつきゆうは四人まで(道) 車イス体験 アイマスク体験	二分の一成入式	新入生体験入学 人の誕生(理) 知らない間のできごと(道)	最後の参観に向けて	スマイルフレンド あいさつ運動 いじめアンケート 6年生を送る会
3月	一年かんをふりかえろう(国) 入学式に向けて(生)	ハンナのなみだ(道)	同じなかまたち(道)	遠足の朝(道)	これって不公平?(道) 卒業式に向けて	卒業式に向けて 卒業式	人権実践交流会 支援学級報告会
通年	係活動 班活動	係活動 班活動	係活動 班活動	係活動 班活動 クラブ活動	係活動・班活動 委員会活動・クラブ活動	係活動・班活動 委員会活動・クラブ活動	児童朝会 たてわり活動 生指連絡会

4. 評価システム

- ・上記の各学年に応じた年間計画に準じて、いじめ防止に関わる取り組みを行っていくものとする。
- ・取り組みを通しての学級や学年の児童の変容や、日々の生活の中での児童の気になる行動や課題などについて実践交流会や生指連絡会などで情報を教師間で報告・共有する。・年度末には共有した情報を基に、生活指導部会を中心として、基本方針・年間計画等の修正や追加を行い、次年度に向けて、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にP D C Aサイクルに基づく取り組みを継続し、いじめ防止の取り組みのより一層の強化を図る。
- ・学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。